

意匠制度の在り方について

平成18年2月

産業構造審議会

知的財産政策部会

産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会の開催経緯

企業活動において製品の付加価値の源泉となるデザインの創造が重要になっていることを踏まえ、デザインを保護する制度の中核をなす意匠法の在り方について検討を行うため、平成16年7月に、産業構造審議会知的財産政策部会のもと、意匠制度小委員会を設置し、以下のとおり開催した。

第1回小委員会 平成16年9月15日（水）

議事：意匠制度の見直しに関する検討の視点

第2回小委員会 平成16年10月15日（金）

議事：意匠制度の枠組みの在り方について

第3回小委員会 平成16年11月17日（水）

議事：意匠の登録要件と効力範囲の在り方について

第4回小委員会 平成16年12月17日（金）

議事：・中間的な論点の整理（案）について
・損害賠償制度の強化について
・刑事罰の強化について
・税関における意匠権侵害物品の部品外しについて

第5回小委員会 平成17年9月27日（火）

議事：・意匠権の効力範囲の拡大について
・意匠制度の枠組みの在り方について
・意匠権の強化について

第6回小委員会 平成17年10月14日（金）

議事：・意匠権の保護対象の拡大について
・意匠登録手続の見直し、利便性の向上について

第7回小委員会 平成17年11月7日（月）

議事：意匠制度の在り方（論点整理）について

第8回小委員会 平成17年12月 5 日（月）

議事：意匠制度の在り方（論点整理）について

第9回小委員会 平成17年12月20日（火）

議事：意匠制度の在り方について（報告書案）

第10回小委員会 平成18年1月25日（水）

議事：意匠制度の在り方について（報告書案）

産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会名簿

委員長		
大淵	哲也	東京大学法学部・大学院法学政治学研究科 教授
岡崎	秀正	日本知的財産協会 常務理事 株式会社神戸製鋼所 理事 知的財産部長
勝尾	岳彦	日経BP社 日経デザイン編集長
菅井	孝	社団法人日本自動車工業会 知的財産部会部会長 本田技研工業株式会社 知的財産部企画室長
茶園	成樹	大阪大学大学院高等司法研究科 教授
平野	哲行	日本デザイン事業協同組合 理事長 株式会社平野デザイン設計 代表取締役社長
牧野	利秋	ユアサハラ法律特許事務所 弁護士・弁理士 (元東京高等裁判所判事)
水谷	直樹	水谷法律特許事務所 弁護士・弁理士
光主	清範	社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権総合委員会委員長 株式会社東芝 知的財産部知的財産渉外部担当部長
峯	唯夫	日本弁理士会 執行補佐役(前副会長)
森山	明子	武蔵野美術大学造形学部デザイン情報学科 教授
山本	建太郎	京都工芸繊維大学工芸学部 教授
山本	為信	山本光学株式会社 代表取締役社長

(敬称略,五十音順)

目次

はじめに	5
制度改正の具体的方向	6
第1 意匠権の強化	6
・ 権利期間の延長	6
・ 刑事罰の強化	9
第2 意匠権の効力範囲の拡大	12
・ 権利侵害行為への「輸出」の追加	12
・ 権利侵害行為への「譲渡等を目的とした所持」の追加	18
・ 意匠の類似の範囲の明確化	22
・ 税関における部品の取外しへの対応	26
・ 意匠権の物品間の転用までの拡張	28
第3 意匠権の保護対象の拡大	30
・ 画面デザインへの保護対象の拡大	30
第4 意匠制度の枠組みの在り方	36
・ 無審査登録制度の導入によるダブルトラック化	36
第5 意匠登録手続の見直し・利便性の向上	43
・ 関連意匠制度の見直し	43
・ 部品及び部分意匠の保護の在り方を見直し	47
・ 秘密意匠制度の手続見直し	50
・ 新規性喪失の例外の適用規定の手続見直し	52

はじめに

昨今、途上国産業の技術、品質、価格面での競争力強化を背景に、我が国産業の競争力強化のため、魅力あるデザインにより製品の付加価値を高め、他社の製品との差別化を行うことが重要となっている。また、企業の経営戦略の中で、ブランドの確立が重視されてきていることに伴い、消費者の嗜好や感性に訴える製品、新しい生活スタイルを提案する製品、使いやすさや環境問題に配慮した製品等の開発に力を入れ、これらの製品の理念を表現するための手段としてデザイン活動を重視する企業が増加しつつある。こうした企業活動の中で、ブランド戦略とデザイン戦略が相互に関連し、相乗効果をもたらす事例が出てきている。

一方、デザインが製品の差別化にとって重要な要素となりつつあることに伴い、諸外国等から日本企業の製品のデザイン等を模倣した商品が流入するなど、模倣品問題が我が国の円滑な企業活動にとって障害となっている。さらに、こうした模倣品は反社会的勢力等の資金源となっているとの指摘もあり、緊急に対応すべき課題である。

こうした観点から、デザインの保護や模倣品対策を強化するとともに、産業財産権制度の一層の利便性の向上を図るため、以下の項目について制度改正を検討する。

制度改正の具体的方向

第1 意匠権の強化

・権利期間の延長

1. 問題の所在

優れたデザインの長寿命商品やリバイバル・ブームによって再度商品化されるものがあるなど、魅力あるデザインは、長期間にわたり付加価値の源泉となっている場合がある。

また、意匠権の存続期間満了年である15年目における現存率は約16%であり、特許権の15年目における現存率(約4%)よりも高い数字となっている¹。

このため、設定の登録の日から15年と規定されている意匠権の存続期間について、より長い期間の保護が必要ではないかとの指摘がある。

また、意匠権の存続期間を延長する場合、それに対応する登録料を検討する必要がある。

2. 現行法における状況

意匠法第21条において、意匠権の存続期間は、設定の登録の日から15年とされている。

3. 対応の方向

(1) 意匠権の存続期間の延長

特許権と意匠権は発明や意匠について、創作を保護することに共通する面があるが、発明については、あまりに長期間の独占権を与えることにより、技術開発を通じた技術の向上を阻害するおそれがあるのに対し、意匠は、審美的な観点から保護されるものであるため、存続期間を長くすることによる弊害は比較的小さいものと考えられる。

一方、意匠権の存続期間の延長については、出願人間の公平性等を考慮しつつ検討する必要がある。権利の存続期間を20年以上とした場合には、改正法施行前にされた出願と施行後にされた出願で権利期間が大幅に異なることとなり、現行法の権利期間の保護を受ける出願人と比較してバランスを失うこととなるのではないかと考えられる(なお、昭和34年意匠法制定時に、登録日から10年から15年に延長されている。)

こうした観点から、意匠権の存続期間について、現行の「登録日から15

¹ 特許行政年次報告書 2005年版より。数値は2004年末のものである。

年」を「登録日から20年」に延長することが適当であると考えられる。

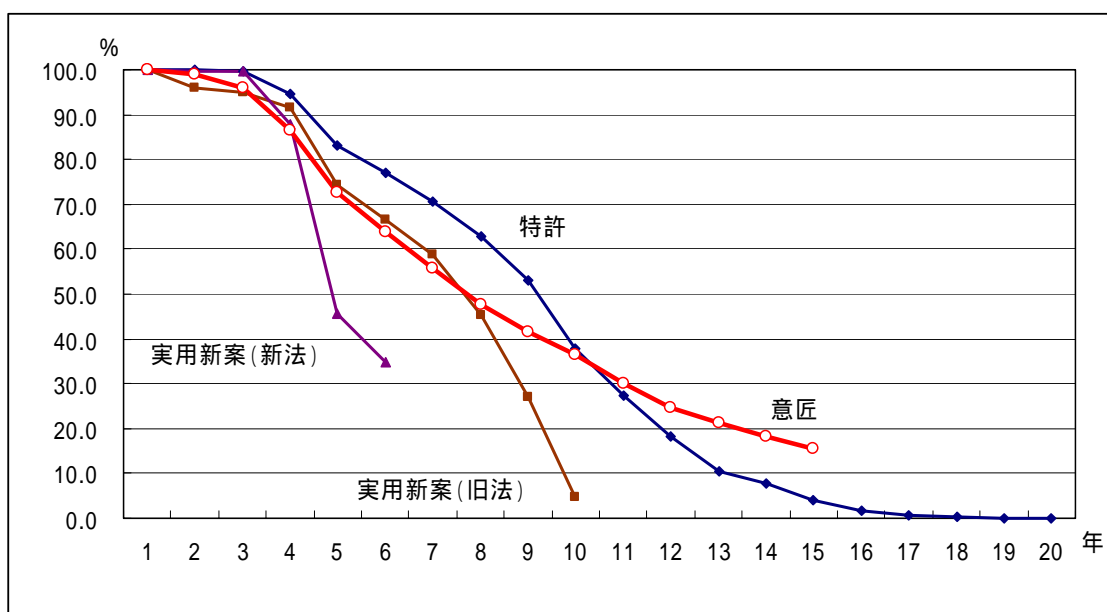
あわせて、関連意匠の存続期間についても本意匠の意匠権の登録の日から20年に延長することが適当であると考えられる。

(2) 既登録意匠に係る権利の存続期間

改正法施行前に出願された登録意匠について存続期間の延長を認めることとすると、存続期間満了による権利消滅にあわせて実施の準備をしていた第三者が不測の損害を被ることになるため、既登録意匠に係る権利の存続期間は延長しないことが適当と考えられる。なお、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律(平成16年法律第79号)」において、実用新案登録の存続期間の延長を行った際も、同様の観点から、施行日以後の出願から改正法を適用することとしている。

なお、「特許法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)」において、TRIPS協定を遵守するため特許権の存続期間の変更(「出願公告の日から15年」から「出願日から20年」に変更)をした際には、TRIPS協定第70条第2項において、協定適用の際に存在するもの(特許権、特許庁係属中の出願)について、協定が定める出願日から20年以上の保護(TRIPS協定第33条)を付与すべきとされたため、改正法施行前に出願された特許権にも改正法を適用することとなった。

(表1) 設定登録からの年数による現存率



数値は2004年末のものである。参照：『特許行政年次報告書2005年版』

(表2) 諸外国における意匠権の存続期間

日本	登録より 15 年
欧州共同体登録意匠	出願日より 5 年間。更新により最長 25 年間
英国登録意匠	出願日より 5 年間。更新により最長 25 年間
ドイツ	出願日より 25 年間
フランス	出願日より 5 年間。更新により最長 25 年間
米国	登録より 14 年間
韓国	登録より 15 年間
TRIPS 協定	保護期間は少なくとも 10 年

(3) 登録料の検討

登録料の設定に当たっては、平成 10 年の特許法改正の際に 10 年目以降の特許料の金額を平準化したケースを念頭に置き、またユーザーのニーズを勘案しつつ、権利期間の延長による費用負担が過重なものとならない合理的なものとするのが適当であると考えられる。

．刑事罰の強化

1．問題の所在

近年、企業戦略におけるデザインの重要性が高まる中で、意匠権の損害賠償請求訴訟における認定損害額も商標権に係る損害額を上回る程度まで高額化しており、意匠権侵害に対する抑止効果を高めるため、意匠権侵害罪に係る刑事罰を厳格化することが必要との指摘がある。

(表3) 損害賠償請求における認定損害額

(単位：100万円、100万円以下四捨五入)

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
平均	183	35	37	20
最大	3059	198	450	200

平成10年1月1日から平成15年12月31日までの期間に判決が下された損害賠償請求事件であって、当該請求が全部又は一部認容されたものを対象

参照：『平成15年度我が国経済構造に関する競争政策的観点からの調査研究報告書』知的財産研究所

(表4) 知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成11年～15年)

	11		12		13		14		15	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	691	407	829	399	655	371	642	412	789	407
商標法	382	250	504	252	417	253	476	287	542	271
不正競争防止法	13	15	19	8	40	17	15	5	15	20
著作権法	296	142	304	136	187	82	147	115	229	110
特許法	0	0	1	2	3	7	2	2	2	4
意匠法	0	0	0	0	7	10	2	3	0	0
実用新案法	0	0	1	1	1	2	0	0	1	2

参照：『平成16年警察白書』

2．現行法における状況

現行制度においては、特許権及び商標権の侵害罪に係る刑事罰が5年以下の懲役又は500万円以下の罰金であるのに対し、実用新案権及び意匠権の侵

害罪に係る刑事罰は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となっている²(特許法第196条、実用新案法第56条、意匠法第69条、商標法第78条)。いずれにおいても懲役刑と罰金刑の併科は規定されていない。

また、法人重課の罰金額については、特許権及び商標権の侵害罪に係る罰金額が1億5千万円以下、実用新案権及び意匠権の侵害罪に係る罰金額が1億円以下となっている(特許法第201条第1項第1号、実用新案法第61条第1項第2号、意匠法第74条第1項第2号、商標法第82条第1項第1号)。

3. 対応の方向

(1) 刑事罰の引上げ

刑事罰の強化により抑止効果を高める必要性、及び他の産業財産権法との均衡の観点から、意匠権侵害罪に係る刑事罰を「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引き上げることが適切であると考えられる。

(2) 懲役刑と罰金刑の併科

意匠権侵害罪は財産権の侵害であり、経済的利得を目的として行われることが多いことを考えると、懲役刑が選択される場合であっても、なお経済的制裁である罰金を併科する合理性があり、また、これにより刑罰の抑止効果を高めることが可能になると考えられる³。さらに、同様の観点から、著作権法及び不正競争防止法において、既に懲役刑と罰金刑の併科が導入されているところである。

こうしたことから、刑罰の抑止効果を高めるため、意匠権侵害罪についても懲役刑と罰金刑の併科を設けることが適切であると考えられる。

(3) 法人重課の引上げについて

現行意匠法における1億円以下の罰金額は、「特許法等の一部を改正する法律(平成10年法律第51号)」において、法人重課の規定を導入した際に設定されたものであり、その罰金額については、産業財産権各法における侵

² 明治42年において既に、意匠権侵害罪に係る刑事罰は、特許権及び商標権侵害罪に係る刑事罰よりも低く設定されており、その理由は、当時の資料がなく明らかではないが、実用新案権及び意匠権の財産権としての価値が特許権及び商標権に比して低く評価されていたものと推測される。

³ これは、利欲的犯罪に対して懲役刑と罰金刑を併科する趣旨につき判例・学説において示されている見解に沿うものである。例えば高松高判昭58.6.9.では、「利欲的犯罪に対する罰金併科の規定の趣旨は、不法利益の剥奪と犯罪が経済的に引き合わないことを深く感銘させることにある」と判示し、また「大コンメンタール刑法 第1巻」では、「利欲的犯罪に対する罰金併科の規定の趣旨は、不法利益の剥奪と犯罪が経済的に引き合わないこと深く感銘させることにあるとする見解(略)などがある」とされている。

害罪に係る罰金額を前提に、法人与自然人の資力格差にかんがみて決められたものである。

刑事罰の強化により抑止効果を高める必要性、及び商標権侵害罪等についても法人重課の引上げが検討されていることから、意匠権侵害罪の法人重課についても、3億円以下の罰金に引き上げることが適切であると考えられる。

(表5) 知的財産権関連法の刑事罰

特許法	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
	両罰規定 1億5千万円以下
意匠法	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
	両罰規定 1億円以下
商標法	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
	両罰規定 1億5千万円以下
不正競争防止法 (2条1項1号、2号)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科
	両罰規定 3億円以下
不正競争防止法 (2条1項3号)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又は併科
	両罰規定 1億円以下
著作権法 (著作権侵害)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科
	両罰規定 1億5千万円以下

(表6) 諸外国の刑事罰

	刑罰内容	併科
米国	-	-
英国	-	-
フランス	懲役3年及び30万ユーロの罰金	
ドイツ	3年以下の懲役刑若しくは罰金 商業的な行為の場合、5年以下の懲役又は罰金	×
韓国	7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金 法人の場合、3億ウォン以下の罰金	×

30万ユーロ 4260万円(142円/ユーロ)

1億ウォン 1060万円(8.6ウォン/円)(平成17年12月現在)

第2 意匠権の効力範囲の拡大

・権利侵害行為への「輸出」の追加

1. 問題の所在

経済のグローバル化の進展により、企業等による国境を越えた経済取引が活発化する中で、我が国の意匠権を侵害する物品が国際的に取引される事例も増大している。

また、模倣品・海賊版が世界各国に拡散しており、反社会的勢力等の資金源となるとともに、消費者の健康や安全を脅かす問題となっていることにかんがみ、我が国としても、各国が模倣品・海賊版の輸出及び通過を規制すること等を内容とする「模倣品・海賊版拡散防止条約」の実現を目指しているところである（知的財産推進計画2005）。また、2005年7月に行われたG8グレンイーグルズ・サミットにおいても、小泉総理が「知的財産権侵害の拡散防止に向けた国際的な約束をまとめていくべき」と提唱したところである。

しかしながら、現行意匠法においては、「輸出」は侵害行為として規定されていないため、侵害行為に当たる製造や譲渡等の段階で捕捉することができない場合やこうした行為が秘密裏に行われた場合は、意匠権を侵害する模倣品が輸出される段階で発見されても差止め等を行うことができず、こうした行為を看過せざるを得ない場合があるとの指摘がある。

また、模倣品が輸出国から日本において積み替えられ、第三国へ輸出される新たな手口が発生している現状を踏まえ、模倣品の通過を水際で取り締まることの必要性が指摘されている。

2. 現行法における状況

(1) 現行法

意匠法第2条第3項において、意匠の「実施」とは、意匠に係る物品を製造、使用、譲渡、貸渡し、輸入、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為とされている。また、意匠法第23条において、意匠権者は業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施を行う権利を専有するとされている。

(2) 現行意匠法における輸出の考え方

「輸出」は、関税法第2条第1項第2号において、内国貨物を外国に向けて送り出す行為と定義されており、「輸出」をこのように捉える場合、現行意匠法の「実施」には含まれないものと理解されている。また、国内から国外へ侵害物品が搬送されることに伴い所有権の移転がなされる場合、こ

うした行為が「譲渡」に該当するか否かについては、裁判所による明確な判断は示されていない。

(3) 輸出に関する諸外国の考え方⁴

欧州共同体、英国、ドイツ等においては、「輸出」を侵害行為とする明文上の規定がある。また、輸出の解釈については欧州共同体意匠規則では、輸出者が侵害物品を外国に送る行為が「輸出」に該当するとされ、輸出者が海外商社と意匠権侵害物品の販売契約を締結する行為、輸出目的で意匠権侵害物品を輸出者に渡す行為は「提供(offering)」又は「流通(putting on the market)」に当たるものと考えられている。また、英国においては商標における裁判例であるが、輸出を「英国領土から移動すること(the removal of goods from the territorial jurisdiction of the UK)」としており⁵、意匠についても同様に考えることができるとされている。

米国においては、「輸出」を侵害行為とする明文上の規定はないものの、判例では、米国内から外国への侵害物品の譲渡について、販売行為として米国内で交渉や契約が行われた場合、侵害行為である「販売(sells)」に該当するとされており⁶、他方、米国の外で交渉や契約が行われた場合には、「販売(sells)」に該当せず、侵害行為とはならないものとされている⁷。

(表7) 輸出に関する諸外国の規定の有無

	規定の有無	該当条文
欧州共同体		欧州共同体意匠規則 第19条第1項 登録共同体意匠は、その所有者に対し、その使用权又は当該所有者の同意を得ていないすべての第三者にその使用を禁止する排他的権利を付与するものとする。上記の使用には、特に、市場での製作、提供、流通、当該意匠が組み込まれ又は適用されている製品の輸入、輸出又は使用あるいは、それらの目的で上記製品を保管することを含む。

⁴ 特許庁調べ(米国弁護士、英国特許庁、英国弁護士、ドイツ弁護士回答)

⁵ The English High Court in the case of Waterford Wedgwood plc v David Nagli Ltd [1998] FSR 92

⁶ Deepsouth Packing Co.v.Laitram Corp,406U.S.518(1972)

⁷ また、Dowagiac Mfg.Co.v.Minnesota Moline Plow Cp,235U.S.641,650(1915) においては、「侵害行為は米国内の行為に限定され、販売行為が侵害となるためには、販売の場所が決定的に重要である」と判示されている。

英国	登録意匠 非登録意匠 ×	英国登録意匠法 第7条(1)(2) (1)本法に基づく意匠登録は、登録所有者に当該意匠及び情報に通じた使用者にそれと異なる全体的印象を与えない意匠を使用する独占権を与える。 (2)本法の上記(1)項および第7A条の目的に関しては、意匠の意匠に対する言及は下記に対する言及を含む。 (a)当該意匠の組み込まれる製品または当該意匠の適用される製品の製造、提供、販売、輸入、輸出または使用 (b)これらの目的のためにかかる製品を貯蔵すること
ドイツ		ドイツ意匠法 第38条(1) 使用には、特に意匠が採用若しくは使用された製品の製造、販売、流通、輸入、輸出若しくは利用又は上述した目的のためにこのような製品を所持することが含まれる。
フランス		フランス意匠法 L513-4 条 意匠の所有者の同意を得ずに、意匠が組み込まれた製品を製造、提供、上市、輸入、輸出、使用又はそれらの目的のために貯蔵することは禁じられる。
米国	×	
中国	×	
韓国	×	

(4) 属地主義との関係

産業財産権法における属地主義の考え方については様々な解釈が存在し得るが、いわゆる属地主義は、通常、一国の権利の効力が外国に及ばないという趣旨であると解されている。このため、輸出を実施行為に規定することは、属地主義に反するのではないかとの考え方があり得る。

しかしながら、輸出行為自体は、国内で行われる行為であり、海外における譲渡等の行為に対して直接的に我が国の意匠権の効力を及ぼすものでもないため、属地主義に違反しないものと考えられる。

なお、欧州、ドイツにおいても、輸出後、領域を離れた後には侵害物品

にまでは保護が及ばないため、属地主義に違反しないと考えられている。

3. 対応の方向

(1) 侵害行為への「輸出」の追加

侵害物品を国内から国外へ送り出す「輸出」行為は、模倣品の製造や譲渡と一連のものとして国内で行われる行為であり、意匠権者の譲渡等を独占的に行う経済的利益を適切に保護するためには、「輸出」を侵害行為に追加することが必要であると考えられる。国内における侵害行為を抑止し、水際において侵害物品の取締りを実効的に行う観点からも、「輸出」を侵害行為に追加することが必要であると考えられる。

このため、意匠法第2条第3項に規定される意匠の実施行為に「輸出」を追加することにより、「輸出」を侵害行為とすることが適当であると考えられる。

(2) 「侵害とみなす行為」への「輸出を目的とする所持」の追加

意匠法第38条は、業として登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等をする行為を「侵害とみなす行為」として規定している。侵害物品の「譲渡等を目的とした所持」を「侵害とみなす行為」として追加することにあわせて、意匠権の効力の実効性を確保するため、輸出の前段階である侵害物品の「輸出を目的とした所持」を「侵害とみなす行為」として追加することが適当であると考えられる。

(3) 関連事項

「輸出の申出」の取扱い

現行意匠法は、「譲渡若しくは貸渡しの申出」についても意匠の「実施」として規定しており、「譲渡若しくは貸渡しの申出」とは、意匠に係る物品の展示やカタログによる勧誘・パンフレットの配布等を含む概念であると解されている。「輸出」については、こうした展示等の行為を觀念することは困難であることから、あえて「輸出の申出」を実施行為として規定する必要性は低いと考えられる。

「侵害とみなす行為」との関係

属地主義の観点から、我が国意匠権の侵害物品を海外で製造することは侵害行為とはならないため、「製造にのみ用いられる物」の「輸出」を侵害とみなす行為（意匠法第38条）とすることは、侵害に当たらない海外での製造行為の予備的行為を侵害行為として捉えることとなるため、適切でな

いと考えられる。

(4) 「通過」について

「通過」の規制

意匠権侵害物品の「通過」としては、(a) 外国から到着した貨物が単に我が国の領域を通過する場合、(b) 我が国を仕向地としない貨物が荷繰りの都合上いったん我が国で陸揚げされた後当初の仕向地に向けて運送される場合、(c) 我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物が必要に応じ改装、仕分け等が行われた後、通関されることなく、我が国を積み出し国として外国に向けて送り出される場合等が考えられる。

特に上記(c)の場合については、模倣品が製造国(外国)から日本に陸揚げされ、積み戻された上で第三国(外国)へ輸出されるという新たな手口が発生している現状を踏まえ、模倣品について税関がその通過を水際で取り締まる必要性が指摘されている。

上記(c)については、侵害物品の通関は行われていないものの、我が国を仕向国として陸揚げされていることから、我が国の領域内にあるものとして、意匠法の効力が及び得るものと考えられる。また、陸揚げされ保税地域におかれた侵害物品について譲渡等を行うことも可能であり、国内において製造された侵害物品等と同様に権利者の利益を害する蓋然性が高いと考えられる。

したがって、一般的に「通過」として考えられる行為のうち、我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物を通関することなく外国に送り出す行為(上記(c))は「輸出」に該当する侵害行為と考えることが適切ではないかと考えられる。

パリ条約との関係

意匠法第36条において準用する特許法第69条第2項第1号において、「単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物」には特許権の効力が及ばないとされているが、これはパリ条約第5条の3の規定に従い、国際交通の便宜を考慮して設けられた効力除外規定である。

一方、同号における列記事項には「日本国内を通過する貨物」は含まれないと解されるため、「通過」を侵害行為とするに当たって、本号に抵触することはないものと考えられる。

通過に関する諸外国の考え方

「通過」については、諸外国において、産業財産権の侵害行為として法令上明文で規定している国はないが、米国では陸揚げする意図で商品を米国の領域内に持ち込んだときに、米国への輸入が既遂となると考えられている。また、特許の事例であるが、英国では侵害物品の単なる通過についても、侵害行為に該当するとの判決がある⁸。この判決では、輸出目的で侵害物品を輸入し、当該侵害物品を航空会社の倉庫に保管する行為が、特許権の侵害行為とされた。また、ドイツにおいても、特許の事例であるが、「船から陸揚げされ、通関手続を経ずに、再度船で輸出される場合」が侵害とされている。

⁸ Smith Kline and French Laboratories Ltd v R D Harbottle (Mercantile) Ltd and others, [1980] RPC 363

．権利侵害行為への「譲渡等を目的とした所持」の追加

1．問題の所在

近年、偽ブランド品などの模倣品による侵害行為が組織化・巧妙化しており、市場における取引の最終局面である個々の譲渡等の場面のみを意匠権侵害行為として押さえるだけでは、模倣品の取締りにおいて十分な効果が発揮できない状況となっている。このため、個別に譲渡等が行われる前段階として、模倣品が特定箇所に集積される状態が想定されるため、この所持の行為を侵害行為の一つとする必要があるのではないかと指摘がある。

2．現行法における状況

(1) 現行法

意匠の実施行為（意匠法第2条）には「譲渡等を目的とする所持」は規定されていないことから、「譲渡等を目的とする所持」は侵害に当たらない。したがって、意匠権者が、侵害物品を所持する者に対して差止請求を行うためには、侵害行為である譲渡等の事実又はそのおそれがある事実を立証する必要がある。また、侵害者に対する刑事上の取締りにおいても、侵害物品の譲渡等の事実を立証する必要があり、侵害物品が特定箇所で集積されている所持行為を発見しただけでは、取締りが困難な状態となっている。

(2) 諸外国の規定

諸外国における譲渡等目的所持の規制については、欧州では、欧州共同体及び各国（英国、ドイツ、フランス等）において、意匠に係る製品の製造や販売等を目的とする所持や貯蔵を意匠権の実施行為に含ませることにより、意匠権の侵害行為として明文上規定している。

(表8) 譲渡等目的所持に関する諸外国における規定の有無

	規定の有無	該当条文
欧州共同体		<p>欧州共同体意匠規則 第19条第1項</p> <p>登録共同体意匠は、その所有者に対し、その使用権又は当該所有者の同意を得ていないすべての第三者にその使用を禁止する排他的権利を付与するものとする。上記の使用には、特に、市場での製作、提供、流通、当該意匠が組み込まれ又は適用されている製品の輸入、輸出又は使用あるいは、<u>それらの目的で上記製品を保管することを含む</u></p>
英国	登録意匠 非登録意匠	<p>英国登録意匠法 第7条(1)(2)(b)</p> <p>本法の上記(1)項および第7A条の目的に関しては、意匠の意匠に対する言及は下記に対する言及を含む</p> <p>(a) 当該意匠の組み込まれる製品または当該意匠の適用される製品の製造、提供、販売、輸入、輸出または使用</p> <p>(b) <u>これらの目的のためにかかる製品を貯蔵すること</u></p> <p>非登録意匠法 第227条第(1)</p> <p>意匠権者の実施許諾なしに次のいずれかの行為をなす者は、意匠権を侵害することとなる。</p> <p>(a) 商業上の目的で、当該者が侵害物品と認識し又は侵害物品と考える妥当な理由がある物品を連合王国に輸入すること</p> <p>(b) <u>商業上の目的で、そのような物品を保有すること</u></p> <p>(c) 商行為の過程において、そのような物品を販売し、賃貸し又は販売若しくは賃貸のために提供し若しくは陳列すること</p>
ドイツ		<p>ドイツ意匠法 第38条(1)</p> <p>使用には、特に意匠が採用若しくは使用された製品の製造、販売、流通、輸入、輸出若しくは利用又は<u>上述した目的のためにこのような製品を所</u></p>

		持することが含まれる。
フランス		フランス意匠法 L513-4 条 意匠の所有者の同意を得ずに、意匠が組み込まれた製品を製造、提供、上市、輸入、輸出、使用又はそれらの目的のために貯蔵することは禁じられる。
米国	×	
中国	×	
韓国	×	

3. 対応の方向

(1) 侵害行為への「譲渡等を目的とする所持」の追加

模倣品などによる意匠権侵害行為は、侵害物品を市場において広く販売するため、計画的、組織的な準備行為がなされる場合が多い。権利者にとっては、侵害物品の販売行為が最も被害を受ける侵害行為であって、これを事前に差し止める必要があるが、侵害物品が広く市場に流通してしまった段階では、侵害物品の個々の販売行為を未然に防止することは困難である。

したがって、意匠権による保護の実効性を担保するためには、市場において広く譲渡される前段階である所持行為に対し意匠権の効力を及ぼす必要があり、譲渡等を目的とした所持を侵害行為として追加することが適切であると考えられる。

(2) 所持の目的行為

所持の目的とすべき行為については、意匠権の効力の実効性を確保するため、その行為が行われた場合に侵害物品が拡散して、その後の侵害防止が困難な「譲渡」及び「貸渡し」を対象とする。また、意匠権の実施行為に「輸出」が追加される場合には、同様の趣旨で所持の目的とすべき行為とすることが適切であると考えられる。

(3) 侵害行為の位置づけ

侵害物品の所持という行為は、あくまで譲渡等の前段階として、未だ外部的に発現していない行為であり、直接的な侵害行為である譲渡等の予備

的行為と位置づけられることから、現行法で既に「譲渡等を目的とする所持」を侵害行為としている商標法と同様に「侵害とみなす行為」として位置づけることが適切であると考えられる。

．意匠の類似の範囲の明確化

1．問題の所在

意匠の類似の範囲については、意匠審査における新規性の判断（公知意匠や既登録意匠と同一又は類似の出願意匠が登録されない）及び意匠権の効力（意匠権の権利が登録意匠と同一又は類似の意匠に及ぶ）において重要な概念となっている。この「類似」の範囲について、審査や侵害訴訟での意匠の類似の判断の際に狭く解釈される場合があり、意匠権により保護される範囲が十分ではないのではないかと指摘がある。また、その類否判断の手法や基準が必ずしも明確ではなく、積極的な意匠権の行使や活用につながっていないのではないかと指摘がある。

2．現行法における状況

(1) 意匠の登録要件

現行の意匠制度において、審査段階で判断する出願意匠の主な登録要件は、新規性（意匠法第3条第1項）と創作非容易性（意匠法第3条第2項）となっている。

新規性

意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録出願前の

- () 日本国内又は外国において公然知られた意匠
- () 日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠
- () 日本国内又は外国において電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

と同一又は類似する場合は、新規性を有さないものとなり、意匠登録を受けることができない。

出願意匠と()～()の既知の意匠を比較する際には、「同一」と「類似」を判断することとされているが、「同一」の判断は非常に厳格なものに限定されているため、実際の新規性の判断においては、両意匠が類似しているか否かの判断（類否判断）が重要となっている。最高裁判例上、新規性の判断は、出願意匠と同一又は類似の物品に係る公知意匠の範囲において一般需要者の視点から見た美感の類否を判断するものであるとされている⁹。

⁹東京高判昭45年1月29日の上告審である最二小判昭49年3月19日民集28巻2号308頁では、「意匠法三条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題にするのに対し、三条二項は、物品の同一または類似という制限をはずし、社会的に知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさを独創性を問題とするものであって、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。（中略）してみると、右と異なり、同一または類

創作非容易性

意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録出願前の

()日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

()日本国内又は外国において公然知られた意匠

に基づいて、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたときは、創作容易なものと判断され、意匠登録を受けることができない。

最高裁判例上、創作非容易性の判断は、物品の同一又は類似を問わず、日本国内において広く知られたモチーフ¹⁰を基準として、当業者の視点からみた着想の新しさや独創性を判断するものとされている¹¹。

(2) 意匠権の効力範囲

意匠権の効力範囲は、業としてなされる登録意匠及びこれに類似する意匠の実施に及ぶものとされており（意匠法第23条）、最高裁判例上、登録意匠に類似する意匠とは、登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品について、一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠に及ぶものとされている¹²。現行意匠法において、登録意匠は、願書及び願書に添付した図面等の記載に基づき、物品に即した具体的な形態として特定され、このようにして特定された意匠から視覚を通じて看取される美感を共通にする一定の幅を「類似」として、法令上明示的に意匠権の効力範囲に含めている¹³。

似の物品の意匠については同条二項を適用する余地がないとした原審の判断には、同条の解釈を誤った違法がある。」と判示して、意匠法第3条第1項第3号が一般需要者から見た美感の類否を判断するものであるとし、一方、意匠法第3条第2項は、社会的に知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさをいし独創性を判断するものであるとした。

東京高判昭48年5月31日の上告審である最二小判昭50年2月28日取消集（昭和50年度）521頁も同旨の判断を示している。

¹⁰ 公然知られた意匠や形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作できた意匠について創作容易とすることとした平成10年の意匠法改正前の最高裁判例であることから、創作非容易性の判断の基準となる資料が改正前の意匠法第3条第2項の規定に基づき日本国内で広く知られた意匠となっている。

¹¹ 前掲注釈10 最二小判昭49年3月19日民集28巻2号308頁 参照。

¹² 前掲注釈10 最二小判昭49年3月19日民集28巻2号308頁 参照。

¹³ 松尾和子「意匠の類否」『特許争訟の諸問題』昭和61年 P281

「意匠権の効力範囲が類似する意匠の範囲に及ぶのは、一つの意匠の周辺に、これと同一の意匠の効果（美感）を、みる者に与える幅があるからにほかならない。この幅の中に入る意匠を類似する意匠として、意匠権の客体に入れるのでなければ、意匠権者は保護されず、よって、意匠の創作は活発にならず、商品に対する需要の増大は期待できなくなり、競争秩序も混乱するからである。」

齋藤瞭二『意匠法概説』有斐閣 1991年 P298

「法は、個別具体的にあらわされた意匠と本質的価値を共通にする範囲を類似という概念をもって、この

3. 検討の内容

本小委員会では、以下の2つの案を検討した。

(1) 類似の範囲の拡大

意匠権として意匠権者が実施する権利を専有する範囲を確定する類似概念について、より広く解釈できるよう、類否判断の視点を一般需要者として規定する。

本小委員会での議論では、一般需要者の視点を基準として規定しても、類似の範囲が一律に広がることはなく、実質的に変わらないのではないかとの意見があった。また、意匠制度ユーザーとしてはこれまで経験を積んできた類否判断の手法や類似の範囲そのものの変更は望まないとの意見があった。

(2) 類似の範囲の明確化

審決等において「看者」と抽象的に記載されることが多い類否判断の視点を、需要者¹⁴である旨を意匠法の改正等において明確化する。

本小委員会での議論では、物品分野によって類否判断の状況は異なり、一概に類似の範囲が狭い広いとは言えないのではないかと、効力範囲の拡大よりも類否判断の明確化の方が重要であるとの意見や、公知意匠データベースの整備や審査での類否判断の根拠の明確化が必要ではないかとの指摘があった。

4. 対応の方向

(1) 類似概念の明確化

意匠の類否判断は、既存の公知意匠の参酌、意匠の要部の認定、意匠の全体観察等の複数の観点をまとめた総合的な判断であり、また、物品の形状に関する美感の評価であることから、客観的な分析や定量化が難しい側面があるが、判断主体の視点を明確にすることにより、簡潔で明瞭な説明が可能となると考えられる。

また、意匠の類似概念は、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的する意匠制度の根幹をなす意匠の登録要件や意匠権の効力範囲を規定するものであることから、統一性をもって判断されることが望ましいと考えられる。

このため、意匠の類否判断を明確化するため、意匠の類似について、最

範囲に属する意匠をも支配の対象とし、保護を完全ならしめたものである。」

¹⁴ 類否判断の視点を取引者としている裁判例も存在していることにかんがみ、ここでは、取引者も含む概念として需要者の用語を使用するものとする。

高裁判例、裁判例等において説示されている需要者からみた意匠の美感の類否であることを明確にすることが適切であると考えられる。

(2) 審査判断の明確化

審査基準の見直しを行い、新規性及び先後願に関する類否判断については、拒絶理由通知に引例と出願意匠の評価を踏まえた共通点、差異点の認定、需要者による視点を踏まえた出願意匠の特徴点を簡潔かつ具体的に記載する等によって審査判断の明確化を行うことが適切であると考えられる。

(表9) 各国の保護要件、権利範囲と判断主体

	欧州	米国	日本
保護要件	新規性(実質同一)	新規性(実質同一)	新規性(同一又は類似)
	-	平均的な観察者	需要者
	独自性	非自明性	創作非容易性
	情報に通じた使用者	通常のデザイナー	当業者
権利の効力範囲	異なった全体的印象を与えない意匠に及ぶ	購入者が通常払う注意により、双方の意匠が実質的に同一であり、その類似性が、通常観察者を欺瞞し、一方を他方のデザインと考え、購入するように誘導する意匠に及ぶ	同一又は類似の意匠に及ぶ
	情報に通じた使用者	通常観察者	需要者

．税関における部品の取外しへの対応

1．問題の所在

現行の輸入通関実務においては、意匠権の侵害物品に該当するか否かの認定手続が執られた侵害疑義物品について、輸入者が侵害状態を解消するために通関前に加工等を行うことが認められている。このため、輸入者が通関前に侵害疑義物品から部品等を取り外し、非侵害物品として通関した後に市場に流通している修理部品等を用いて復元することにより、侵害物品として販売する脱法的行為が可能となっているとの指摘がある。

2．現行法における状況

物品を取り外した非侵害物品が意匠権に係る物品の製造にのみ用いる物に該当し、侵害疑義物品から部品等を取り外す行為が侵害とみなす行為（意匠法第38条）とされ得るのが問題となるが、部品を取り外した部分品が輸入された後、その部品とは違う部品を用いて登録意匠とは違う外観形状の製品として再度組み立てられ得る場合には、部品を取り外した部分品が意匠権に係る物品の製造にのみ用いる物に該当することの証明が困難であり、侵害とみなす行為とはされないものとなっている。

3．検討の内容

意匠権の間接侵害行為として、侵害物品に容易に復元可能な状態の物品を十分な知識を有しながら製造、譲渡、輸入等する行為を規定すべきか検討を行った。

小委員会においては、「十分な知識を有する」との内容を明確にすべきとの意見があった。また、そうした侵害事例の発生の程度とこれに対処する現実的必要性がどの程度あるのかを検討すべきという意見があった。

4．対応の方向

意匠権者は自己の意匠権を侵害するおそれがある者に対して侵害の予防を請求することができる（意匠法第37条）ため、輸入者が通関前に侵害疑義物品から部品等を取り外す場合であっても、輸入者が通関後に再び部品等を用いて侵害物品を製造、譲渡するおそれがある場合には、民事保全や民事訴訟による輸入差止請求や廃棄請求を行うことができると考えられる。

また、平成16年4月の関税込率法の改正により、水際における意匠権侵害疑義物品の認定手続において輸入者の氏名等が意匠権者に通知されることとなったため、通関後に再び部品等を付加して意匠権侵害物品が製造、譲渡され

た場合には、こうした情報を活用しつつ、意匠権の侵害行為として差し止めることができることとなっている。一方、意匠権侵害物品に容易に復元できる状態の物品を製造、譲渡、輸入等する行為を間接侵害として規定した場合には、国内における未完成物品の製造や譲渡も要件を満たせば侵害行為となることから慎重な検討が必要であり、これらの行為を規制する必要性が生じた場合に、改めて、検討を行うことが適切であると考えられる。

．意匠権の物品間の転用までの拡張

1．問題の所在

他社製品との差別化を図るために、独自性が高く、需要者に強い印象を与えるデザインを特色とする商品の開発が近年盛んになってきているが、その製品の形態自体が一般需要者の間に広く知られるものとなる場合がある。

このように、他社製品に比較して強力な顧客吸引力や差別性を有する製品の形態を他の物品の形態として取り入れて模倣をする事例があるとの指摘がされている。

2．現行法における状況

意匠権の効力範囲は、業としてなされる登録意匠及びこれに類似する意匠の実施に及ぶ（意匠法第23条）とされており、形状等が同様であってもそれが適用されている物品分野が全く違う場合は、現行の意匠権では十分に対抗できない場合があるとの指摘がある。

3．検討の内容

意匠権の効力範囲について、他人の登録意匠に依拠して（依拠性）登録意匠及びこれに類似する意匠を登録意匠に係る物品とは異なる分野の物品に転用する行為を追加することについて検討を行った。また、依拠性のみではなく、当該登録意匠が周知（需要者の間で広く知られている状態）となっていることも要件とすることについても検討を行った。

4．対応の方向

意匠法は、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的としており、創作された意匠を独占的に製造、使用、譲渡等する権利を財産権として付与する制度である。一方、市場で成功した商品のデザインを他の物品に転用する行為は、デザインに化体した需要者の評価や信用が存在する場合に、第三者がこうしたデザインを模倣し、市場における評価や信用を利用しようとするものであると考えられる。このため、意匠法において、依拠性や周知性を要件としつつ、デザインの転用行為を保護対象とすることは、意匠の創作という知的創作活動の保護を超え、そのデザインの信用や評価を保護することとなり、意匠法の制度趣旨と整合しないと考えられる。

また、依拠性や周知性を要件としても、登録意匠として特定された物品とは異なる物品分野からの不測の権利行使を受ける可能性も否定できないことから、第三者と意匠権者との適正なバランスを欠いているのではないかと考

えられる。

こうしたことから、意匠法における権利範囲を物品分野の異なる物品にまで拡大することについては慎重な検討が必要であると考えられる。

なお、不正競争防止法においては、他人の著名な商品等表示を自己の商品等表示として使用することが不正競争行為とされており（第2条第1項第2号）、商品等表示には商品のデザインといった外観を含むと解釈されている。このため、市場で成功した商品のデザインを他の物品に転用する場合であっても、それが商品等表示として使用されている場合には、当該デザインに化体した評価や信用を保護することができることとなる。

第3 意匠権の保護対象の拡大

・画面デザインへの保護対象の拡大

1. 問題の所在

近年の情報技術の進展とそれに伴う経済・社会の情報化を背景として、従来、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品を画面上の電子的なインターフェイスに置き換え、こうした画面デザインが機器等と一体となって用途や機能を発揮する物品が一般化しつつある。また、このような画面デザインは、家電機器等に係る品質や需要者の選択にとって大きな要素となっており、企業においても画面デザインへの投資の重要性が増大している状況にある。

しかしながら、画面デザインについては、有体物として物理的に固定されたものではないことから、現行の意匠制度においては、一定の要件を満たす画面デザインのみが限定的に保護されており、上記のような家電機器等の質的な変化によって新たに創作される画面デザインが適切に保護されていないとの指摘がある。

(参考) 著作権法による画面デザインの保護

著作権法においては、保護対象である著作物は思想又は感情を創作的に表現したものであることが必要であるが、画面デザインについては創作者の個性の表現を直感・感得しにくい場合が多く、画面デザインの著作物性が認められたとしても、その創作性は低く評価されデッドコピーに近いものでなければ侵害と判断されない場合が多いと考えられる。

2. 現行法における状況

(1) 現行法における取扱い

意匠法においては、意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものと規定されており（意匠法第2条第1項）、意匠であるためには、以下の4つの要件が必要とされている。

物品を離れて意匠は存在しないこと（物品性）

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であること（形状、模様、色彩性）

視覚を通ずるものであること（視覚性）

美感を起こさせるものであること（審美性）

また、現行意匠法において物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産であるとされており、無体物を含まないとされている。さらに、意匠登録を受けることのできる意匠を特定するため、物品とは一定の用途及び機能のまとまりを持つものであることが必要であるとされている。

こうしたことから、意匠とは、有体物である物品の用途及び機能を実現するための形状、模様又は色彩による特定のまとまりを有するものとして捉えられている。

現行の意匠法においては、1980年代、液晶等による表示部を有する家電製品が広がりを見せ始めた事を受け、「物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準」を作成、公表し、その表示部に現れる図形等について一定の要件を満たすものに限り意匠を構成する要素として認めるよう意匠審査の運用変更を行った。

その後、この審査基準の考え方を具体化するため、「液晶表示等に関するガイドライン」を平成5年3月に公表し、平成10年の意匠法改正により部分意匠制度が導入されたことを受けて、平成14年2月には同ガイドラインを改訂し、部分意匠として液晶表示を保護する際の考え方を明確化した¹⁵。

上記のガイドラインにおいては、物品の表示部に表示される画面デザインが、その物品の成立性に照らして不可欠であり、その物品自体が有する表示機能のみから表示されており、変化の様相が一定の範囲に特定しているとの要件を満たすもののみが意匠の構成要素として保護対象となっている¹⁶。

これにより、現行法における画面デザインの保護は、物品の用途、機能を実現するための形状等であって、一定の特定できるまとまりであることを担保するものとなっている。

(2) 諸外国における取扱い

物品性を離れた保護（欧州）

欧州共同体意匠規則においては、製品の全体又は一部の外観が保護対象とされており、「製品」の概念には、グラフィック・シンボルを含むと定義されている。このため、グラフィック・ユーザー・インターフェイスやアイコン等から構成される画面デザインが保護対象となるだけでなく、2次元のデザイン全般が「物品」との一体性を離れて「製品」として保護対象とされている。

¹⁵ これらのガイドラインにおいて示された考え方は、現在、「意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン」(平成14年1月)の一部として継承されている。

¹⁶ 「物品分野別審査基準 2. 物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準、液晶表示盤の画素に関する意匠の審査基準」意匠審査基準室 昭和61年3月

しかしながら、このようにデザインが物品を離れて客観的に存在するとの考え方を採用した場合、こうしたデザインが応用される物品が特定されず、画面デザインに係る権利が物品の区分を超えて及び得るため、物品に係る権利と比較して、広い権利を認めることとなる可能性が存在する。

このため、物品と意匠の不可分性という現行意匠法の考え方を修正し、グラフィック・ユーザー・インターフェイスやアイコン等の画面デザインそのものを保護対象とする場合には慎重な検討が必要であると考えられる。

物品性を基本とした保護（米国）

米国意匠特許法においては、製造物品のための装飾的デザインが保護対象とされているが、画面上に表示されるデザインであっても、物品（表示画面）に具現化されていれば、意匠特許の保護対象となりうる。このため、あくまでも物品性を前提としつつ、「コンピューター表示画面上のアイコン」との物品名を認めるなど、物品の解釈・運用は弾力的に行われている。

こうした方法による保護は、物品との不可分性を担保するとの点において欧州における保護よりも画面デザインが応用される物品が特定されるとの特徴がある。しかしながら、こうした画面デザインは、コンピューター表示画面という汎用途の物品に具現化されたものであることから、画面デザインに係る権利はこうした画面デザインを表示する可能性のある多様な物品や無体物であるソフトウェア等に及ぶ可能性あり、欧州の制度と同様に広い権利を認めることとなる可能性が存在する。

このため、汎用途の表示機器といった物品のみに具現化された画面デザインを保護対象とすることについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

3. 対応の方向

(1) 我が国における画面デザイン保護の考え方

近年、画面デザインを活用した機器は多様な機能を有するものとなり、現行の意匠法において保護対象となっている初期画面にとどまらず、物品の機能に応じて様々な画面デザインが組み込まれ、個々の機能を発揮する際に必要に応じて画面上に呼び出され表示される。また、こうした画面デザインが、機器本体に付属した表示部だけでなく、機器と接続された汎用途の表示機器に表示されるものも増加している。

一方、保護対象となる物品の概念を無体物まで拡大し、画面デザインが用いられるソフトウェア全般を保護することとした場合、多様な用途を有する一つのソフトウェアにおいて用いられる画面デザインが無数に存在し

得ることから、それらの画面の一つが他人の意匠権を侵害する場合であっても、ソフトウェア全体が侵害を構成する可能性があると考えられる。こうした場合、問題となった画面デザインを画面に表示できないようソフトウェアを修正するためには、ソフトウェアそのものだけでなく、関連するOS インターフェイスやミドルウェアの修正を必要とするケースもあることから、こうした特殊性を考慮することが必要であるとの指摘がある。

こうしたことから、我が国における画面デザインの保護に当たっては、有体物としての物品を前提として、物品と意匠との一体性という従来の考え方に沿って、機器等の物品の一部を構成する場合に、物品の用途及び機能を実現するために必要な画面デザインを保護の対象とすることが適切であると考えられる。

具体的には、物品の成立性に照らして不可欠な画面デザインに加え、物品の用途及び機能を実現するために表示される画面デザインを物品の部分（部分意匠）として保護することが適切であると考えられる。また、物品自体の表示部に表示される画面デザインだけでなく、物品と接続された外部の汎用途の表示機器等に表示される画面デザインも当該物品の部分意匠として保護対象とすることが適切であると考えられる。

（２）保護対象とならない画面デザイン

技術やデザインについて産業財産権としての保護を行うためには、法的な安定性を確保するとともに、保護の対象が過度に拡大しないよう、その範囲を客観的に特定することが必要である。したがって、画面デザインを含む意匠の創作が財産権の対象として認められるためには、市場で流通する有体物を基礎としつつ、物品としてのまとまりや客観的な対象範囲の特定が必要であると考えられる。

こうした観点から、パソコンのような多様な用途及び機能を前提とした機器や汎用途の表示機器は、物品を把握するための基礎となる用途及び機能から物品の外延を特定できないと考えられる。このため、上記(1)の考え方を前提とした場合には、パソコンにインストールされたアプリケーションの画面やインターネットを通じて表示された画面等を意匠権の対象とすることは適切ではないと考えられる。

なお、パソコンにインストールされたアプリケーションの画面やインターネットを通じて表示された画面等の保護の在り方については、欧米における制度の運用や国内の保護ニーズを踏まえた上で、保護の効力について権利者と第三者のバランスを考慮しつつ、慎重な検討を行うことが必要であると考えられる。

(3) 意匠に係る物品の記載内容

現行意匠法の部分意匠の考え方を前提として、意匠に係る物品の欄には、意匠登録を受けようとする画面デザインを部分とする物品の区分名を記載するものとする。

(4) 画面デザインに係る意匠権侵害

画面デザインを物品の部分として保護することから、画面デザインに関する意匠権侵害については、現行の部分意匠制度における意匠権の権利行使と同様の考え方となる。すなわち、画面デザインに関する意匠権侵害行為としては、意匠権者の許可を得ずに当該画面デザインを部分とする登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業として製造、使用、譲渡等する行為が該当することとなる。したがって、例えば、デジタルビデオディスクレコーダーに関する画面デザインの場合は、当該画面デザインを表示することができるデジタルビデオディスクレコーダーを業として製造等する行為が意匠権侵害行為となると考えられる。

なお、画面デザインが、物品そのものの表示部に表示されておらず、接続されている汎用の表示機器に表示されている場合については、当該表示機器を業として製造、使用、譲渡等する行為が侵害となるのではなく、意匠権で保護された画面デザインをその部分とする物品の製造、使用、譲渡等が禁止されることとなると考えられる。

(表10) 主要国における画面デザインの保護

	意匠の定義	画面デザインの保護
米国	特許法第171条 製造物品のための新規で独 創的かつ装飾的な意匠	画面上に表示するデザインでも、物 品（画面）に応用又は具現化されて いれば保護対象となる （運用）
欧州共同体	EU意匠規則第1条 製品の全体又は一部の外観 （製品には、グラフィック・ シンボルを含む、コンピュー タプログラムは除外する）	グラフィック・ユーザー・インター フェイス及びアイコンが製品とし て保護される
韓国	意匠法第2条 物品（物品の部分を含む）の 形状、模様、若しくは色彩又 はこれらの結合	画面デザインが物品に一時的に具 現される場合にも、その物品は画面 デザインを表示した状態で工業上 利用できる意匠と取り扱う （運用）
日本	意匠法第2条 物品（物品の部分を含む）の 形状、模様、若しくは色彩又 はこれらの結合	物品の成立性に照らして不可欠な もの、物品自体の表示機能により表 示されたもの、変化の態様が特定さ れているものが保護される （運用）

第4 意匠制度の枠組みの在り方

・無審査登録制度の導入によるダブルトラック化

1. 問題の所在

現在、意匠登録出願は出願後約7ヶ月で審査が終了しているが、販売開始後の早い段階で模倣品が発生する商品、売上げのピークが早期にくる商品、ライフサイクルが短い季節的な商品等を扱う物品分野においては、意匠権取得の機会を拡大し、模倣品対策を効果的に行うために、現在の審査登録制度より早い期間で意匠権の権利化ができる制度の検討が必要ではないかとの指摘がある。

また、多品種少量生産の物品分野における多品種の商品やデザイン創作の段階での意匠の権利化が容易にできるよう、出願費用等の権利取得のためのコストを抑えることができる簡便な制度の検討が必要ではないかとの指摘がある。

2. 現行法における状況

(1) 現行制度の枠組み

現行の意匠制度では、意匠権の発生前に行政庁による審査を通して新規性、創作非容易性、先願等の登録要件の充足性を確認することを前提としている。また、審査の結果、登録された意匠権の性質は、絶対的独占権であり、意匠権者は業として登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。このため、侵害者が独自に創作した場合であっても、登録意匠と同一又は類似の意匠を実施した場合には権利侵害とされる。さらに、意匠権は設定の登録によって発生し、設定の登録は意匠登録原簿に記載されるとともに、権利者や権利の内容は意匠公報により公示されることとなっている（意匠法第20条、第61条）。

(2) デザイン保護の重要性の変化

意匠制度を巡る世界的な情勢を見た場合、グローバルな競争環境の激化や知識経済化の中で、企業経営においてデザインが商品の需要喚起の手段としてだけでなく、企業ブランドの形成の一端も担うものとなりつつあり、各国ともデザイン保護に力を入れ始めているが、とりわけ、近年は模倣品や海賊版対策が世界的な課題となっている。

3. 検討の内容

出願された意匠について意匠の登録要件の審査を経ずに登録をし、事後的に意匠権の有効性について確認する無審査登録制度を導入し、現在の審査登録制度と併存させるダブルトラック案を検討した。

その際、意匠の登録要件、権利の性質、意匠権の効力範囲、審査トラックへの乗換え等の観点から、 実用新案法型、 審査請求型、 半導体集積回路法型、 著作権法型の複数案をモデルとして提案した。

(表 11) 提案された無審査登録制度に関するモデル

	登録要件	権利の性質	効力範囲	乗り換え
実用新案法型	新規性(注1) 創作非容易性(注2)	絶対権(注3)	同一又は類似	あり
審査請求型	新規性 創作非容易性	相対権(注4)	同一又は類似	あり
半導体集積回路法型	創作非容易性	相対権	同一又は実質同一	なし
著作権法型	創作非容易性	相対権	同一又は実質同一	なし

(注1) 公知意匠と同一ではないこと、又は公知意匠に類似しないこと

(注2) 公知意匠に基づき当業者が容易に創作できないこと

(注3) 自己の創作に止まらず、これと客観的内容を同じくするものに及ぶものとされる権利の性質

(注4) 自己の創作にのみ及び、他人が独自に創作したものには及ばないものとされる権利の性質

4. 対応の方向

(1) 無審査登録制度の導入によるダブルトラック化の評価

デザインには、模倣が容易であるとの特徴があり、一般的には早期の権利保護が要請されるものであると考えられる。迅速かつ簡便な権利取得が可能である無審査登録制度は欧州、中国などで採用されているが、権利の有効性等については事後的に個別の紛争によって争うことが必要となる。

他方、審査登録制度においては、権利取得までには事前審査等に伴う一定の期間やコスト負担が必要とされるが、予め審査を通じて権利の有効性を確認することにより安定性を高めることが可能であり、我が国のほか米国や韓国において採用されている。

このように、権利取得の迅速性及び簡便性と権利の安定性との双方のメリットを同時に満たすことは困難であるが、迅速性及び簡便性をメリットとする無審査登録制度と、権利の安定性をメリットとする審査登録制度とのダブルトラック化には、デザイン保護の選択肢を増やし、出願人が自己のニーズにあわせて出願する制度を選ぶことを可能とするものとして、評価に値する枠組みであると見る考え方もある。

(2) 無審査登録制度に関する評価

デザインの早期保護の観点

迅速かつ簡便なデザインの保護を求めるニーズは、ライフサイクルの短い業種や取り扱う商品が多岐に亘る業種のほか、第三者による模倣が問題となる業種においては、潜在的に迅速な保護のニーズが存在すると考えられる。

一方、現行の審査登録制度のもとで、意匠登録は出願から平均約7ヶ月で行われており、また、模倣品が発生した場合には平均1ヶ月程度での早期審査が行われている。こうしたことから、必ずしも迅速な保護のニーズが全て満たされているものではないが、特に模倣が問題となる場合には、デザイン保護のために一定の対応が可能となっていると考えられる。

安定的な権利関係の観点

現行の意匠制度において、他人からの権利行使のリスクがない安定的な権利関係を望む者は、自らが実施を予定している意匠と抵触する他人の登録意匠を自己の意匠登録出願前に調査するのが一般的であると考えられる。

一方、無審査登録制度においては、無効となる蓋然性の高い意匠であっても登録される可能性があることから、抵触する登録意匠が存在しているか否かを調査するだけでなく、抵触の可能性がある場合はその意匠権の有効性についても判断することが必要となると考えられる。

こうした場合、抵触する意匠の有効性を争うコストが過重になると、無効な権利を放置し、自己の製品開発を変更することを余儀なくされるといった事態が発生することも懸念される。

また、こうした事前の調査を行わない事業者の場合には、無審査登録された登録意匠による権利行使を受けた際、その意匠を迅速に評価し、有効

性を争うことが必要となるが、こうしたコストが過重になると企業活動に悪影響を与えることも懸念される。

無審査登録制度において、他人の意匠権の有効性を争う者のコスト負担が重くなる背景には、意匠の登録要件を判断する際に重要な情報となる公知意匠について、特許分野のような商用データベースが整備されておらず、権利の有効性に関する判断を企業等において行う環境が必ずしも整備されていないことが一つの原因になっていると考えられる。

無審査登録制度の特色

無審査登録制度においては、行政庁による効率的・一律的な判断を前提とせず、問題が起きた場合に個別事案に即して意匠を評価することが可能であると考えられる。また、現行の意匠制度とは別の法目的に立脚して、多様な意匠制度ユーザーに対応可能となるように、意匠の出願方法、意匠の登録要件、意匠権の効力等の観点について柔軟な制度設計が可能であると考えられる。

無審査登録制度における権利の濫用

無審査登録制度の下では、無効審判等で争われた場合には有効性が否定されることが明白な意匠であっても、無効審判等の係争期間に模倣品を売り切ることを前提として登録を行う、商品開発の予定はないのに意匠権を取得し自ら有効性の証明を行うことなく警告の乱発を行う等の意匠権の濫用的な利用が懸念されるとの指摘がある。

しかしながら、欧州等における無審査登録制度においてもこうした濫用的な制度の利用による弊害は指摘されておらず、また、模倣品を製造する者が登録により自らを権利者として特定することも想定しづらいことから、無審査登録に変更された実用新案法改正時の議論、無審査登録制度を運用している諸外国の実情なども考慮した上で、権利濫用のおそれやその制度上の対応方法について、更に詳細な検討が必要であると考えられる。

(3) 審査登録制度に関する評価

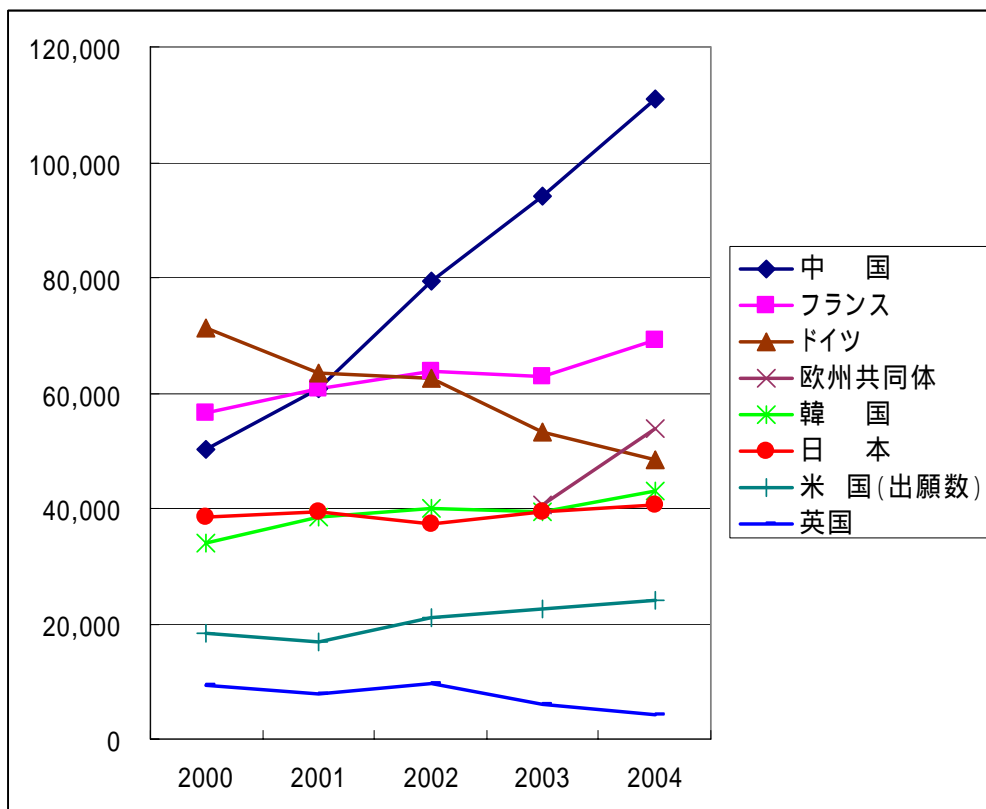
審査登録制度においては、権利取得までには事前審査に伴う一定のコスト負担や時間が必要であるが、予め行政庁によって権利の有効性が確認されることによる安定性が得られると考えられる。現行の意匠制度においても、安定的な権利取得を望む者は、意匠出願を行うことにより、自己の出願に係る意匠権の有効性ととともに、他人の権利との抵触の有無について確認することが可能となっていると考えられる。

(4) まとめ

現在の意匠制度を取り巻く状況を考慮した場合、迅速かつ簡便な保護制度の導入よりも、安定した権利関係の構築が重視される環境にあり、無審査登録制度の導入によるダブルトラック化については、直ちに導入する環境にはないと考えられる。

このため、現在の審査登録制度を維持しつつ、今後、意匠データベースの整備といった意匠制度活用及び意匠の類似評価の環境が整備され、審査運用での対応を超える早期保護への強い要請が生じた場合、改めて無審査登録制度導入の是非を検討することが適切であると考えられる。

(表12) 世界主要国の意匠登録出願(意匠数)



各国特許庁統計より

(参考) 諸外国における意匠制度

(1) 米国

特許法の一部として、審査登録型をシングルトラックで採用している。

意匠の定義：物品の新規で、独創的、かつ装飾的な意匠

保護の要件：新規性、非自明性

保護の期間：権利付与から 14 年

(2) 中国

無審査登録型（絶対権）をシングルトラックで採用している。

意匠の定義：物品の形状、図案、色彩との組合せ

保護の要件：新規性

保護の期間：出願日から 10 年

(3) ドイツ

無審査登録型（絶対権）をシングルトラックで採用している。欧州共同体意匠指令に対応するために、2004 年に、無審査登録型（相対権）から無審査登録型（絶対権）へ改正を行った。

意匠の定義：欧州共同体意匠指令に対応

保護の要件：新規性、独自性

保護の期間：出願日から 25 年

(4) 韓国

無審査登録型（絶対権）と審査登録型とのダブルトラックを採用している。無審査登録型の保護分野を限定している。比較的成本がかからず意匠権取得までの期間も短いという無審査登録型のメリットが発揮される物品分野が保護対象となっている。それぞれのトラックについて、保護要件、意匠権の強さには差異を設けていない。物品分野と選択可能なトラックとの組合せを間違えた場合のみトラック間の変更が可能とであり、トラックの乗り換えは限定的となっている。

〔無審査登録型〕・〔審査登録型〕

意匠の定義：我が国と同様の定義を採用¹⁷

保護の要件：新規性、創作非容易性

保護の期間：登録より 15 年

¹⁷ 「意匠とは、物品の形状、模様、色彩又はこれを結合したのものとして、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」(韓国意匠法第 2 条第 1 項)

(5) 欧州共同体

非登録型と無審査登録型（絶対権）とのダブルトラックを採用している。保護対象、保護要件はそれぞれのトラックで同様のものとしているが、意匠権の強さに差異を設けている。保護対象が同じであることから、非登録型から無審査登録型（絶対権）への移行が可能な仕組みとなっている。非登録型の意匠権者は、簡易に発生する意匠権を保持しながら無審査登録型に移行するか否かを判断することができる。

〔非登録共同体意匠〕

意匠の定義：欧州共同体意匠指令に対応

保護の要件：新規性、独自性

保護の期間：意匠が一般に入手可能となった日から3年

〔登録共同体意匠〕

意匠の定義：欧州共同体意匠指令に対応

保護の要件：新規性、独自性

保護の期間：出願日より最大25年（更新により）

(6) 英国

非登録型と審査登録型とのダブルトラックを採用している。それぞれのトラックで、保護対象、保護要件、意匠権の強さ等に差異を設けている。このため、保護対象として違う性質のものをそれぞれに適した枠組みで、峻別をして保護することができる。保護対象に差異があることから相互の乗り換えなどのルートは用意されていない。

〔非登録意匠〕

意匠の定義：欧州共同体意匠指令とは異なる定義がされている¹⁸

保護の要件：独創性

保護の期間：デザインが記録された時又はデザインに従って製造がされた時のいずれか早い時から15年。又は、物品が製造されて5年以内に物品の販売か物品の貸与が行われたときは、いずれか早い時から10年

〔登録意匠〕

意匠の定義：欧州共同体意匠指令に対応

保護の要件：新規性、独自性

保護の期間：最大25年（更新により）

¹⁸ 「意匠は、物品の全部又は一部分の形状若しくは輪郭（内部であると外部であるとを問わない）の態様の意匠を意味する」と定義されている（「1988年著作権、意匠、特許法」第213条）

第5 意匠登録手続の見直し・利便性の向上

・ 関連意匠制度の見直し

1. 問題の所在

現行の関連意匠制度は、デザイン開発の段階において、一つのデザイン・コンセプトから多くの意匠が同時期に創作されるという実態に即して、同日に同一出願人より出願された複数の出願のうちの一つを本意匠とし、これに類似する出願を関連意匠として、分離移転の禁止や存続期間の同時終了等の制限を設けつつも、それぞれが独自の効力を有するものとして登録を認めることにより、一群のデザイン・バリエーションを保護するものである。一方、先に出願された意匠と類似する意匠が後日同一出願人より出願された場合は関連意匠とは認められず、先に出願された本人の意匠が引例となり後日の出願は拒絶されるものとなることから、後日の改良意匠が登録されない状況となっている。

しかしながら、昨今の企業の商品開発戦略においては、開発当初から全てのデザイン・バリエーションを創作する場合に限らず、市場に投入した後に需要動向を見ながら追加的にデザイン・バリエーションを開発する等、デザイン戦略も多様化しつつある。また、同日出願の場合のみ関連意匠登録を認める現行制度下にあっては、市場投入が予測されるデザイン・バリエーションの全てについての図面、資料等を当初出願時に準備しなければならず、とりあえず当初の実施商品に係る本意匠から先行して出願するなどの柔軟な出願方法に対応できないとの指摘がある。

2. 現行法における状況

現行意匠法上、関連意匠制度においては、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（本意匠）に類似する意匠（関連意匠）については、本意匠の意匠登録出願の日とその関連意匠の意匠登録出願の日が同日である場合に限り登録することができるものとなっている（意匠法第10条第1項）。

また、登録された類似する意匠については権利の重複部分があることから、権利の当該重複部分について、同一の者による権利存続期間の実質的な延長や、独占権に基づく請求権が二以上の者への帰属が生じないように、権利期間と分離移転を制限している。（意匠法第21条第2項、第22条、第27条）

3. 検討の内容

後日に出願された改良意匠についても、一定期間、関連意匠として登録できるようにすることについて検討を行った。

小委員会においては、2年又は4年程度のタイミングでデザインの変更を加える場合があるため、後日の改良意匠を関連意匠として登録することを可能とする期間については4年程度又は本意匠の存続期間中にすべきとの意見があった。また、関連意匠の登録による公示機能等により、デザインを模倣する者への牽制効果や税関における差止めを容易にする効果があることから、平成10年の意匠法改正前の類似意匠制度も参考に、長期にわたって出願が可能な制度として検討すべきとの意見があった。

一方、類似意匠制度を廃止した改正の経緯からも、新規性の例外を認めてまで後日の改良意匠の登録を認めることは、以前の混乱を復活させることになるのではないかとの意見があった。また、模倣品の差止めを容易にするためには、判定等を利用することも可能ではないかとの指摘があった。

4. 対応の方向

(1) 出願の時期的制限

現行制度で同日出願のみ認められている関連意匠について、本意匠の公報発行までの間に出願された関連意匠の登録を認めるよう時期的制限を緩和することが適切であると考えられる。

一方、本意匠が公報発行によって公知となった後であっても、新規性の例外として、数年間又は本意匠の権利存続期間中であれば認めるよう時期的制限を緩和すべきとの考え方も存在する。

しかしながら、関連意匠に係る後日出願を長期にわたって許容する場合、本意匠出願と関連意匠出願の中間に介在する他人の出願意匠や公知意匠の存在により、本意匠、関連意匠、公知意匠等が錯綜し、各々が抵触関係に立つ蓋然性が高まり、権利関係が複雑化するとの問題がある。また、後日の関連意匠登録によって、結果的に本意匠の権利範囲を拡張する効果が発生することとなるため、意匠公報の発行により登録意匠にかかる効力範囲を確定・周知し、権利侵害の予測可能性を確保するとの機能が低下するとともに、第三者の監視負担が増加することも懸念される。

したがって、関連意匠に係る出願については、現行制度と同様にあくまでも本意匠の公報発行までの先願の例外として位置づけることが適切であると考えられる。

一方、本意匠の審査係属中に限って認めるとの考え方もあるが、本意匠の登録査定の際の本送達という出願人に予期できない事実によって期間が満

了してしまうという問題がある。この点、本意匠の公報発行までの期間とした場合には、本意匠の登録査定の際の本送達からなお時間的猶予があることから（本送達から登録までの30日に加え、登録から公報発行までの期間（現状で約45日））、関連意匠出願の準備期間を一定程度確保することが可能である。

（2）本意匠の単一性

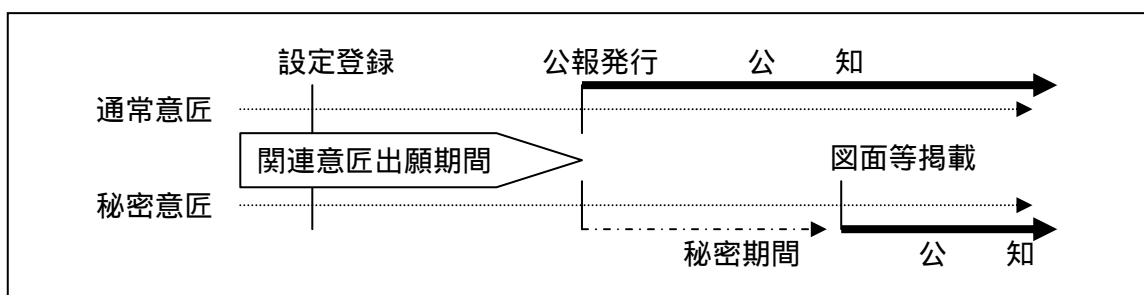
現行の関連意匠制度は、出願される一群の出願のうち、その一つを本意匠としている。後日出願に係る関連意匠出願においても、互いに非類似の複数の本意匠のいずれにも類似する関連意匠の存在が理論上考え得るが、複数の本意匠の存在を認めると本来非類似の関係に立つ本意匠同士が関連意匠を通じて連関するなど、徒に権利関係が複雑化する結果となる。このため、現行制度と同様に、本意匠は当該関連意匠出願前に出願された一の意匠に限定することが適当であると考えられる。

（3）秘密意匠の取扱い

関連意匠の出願期間を本意匠の公報発行までとした場合、当初の公報発行時点では公知とならない秘密意匠についても、関連意匠の出願期間について、通常意匠と同様の時期的制限を適用すべきかが問題となる。

秘密意匠の場合は、本意匠が長期にわたって秘密とされ、第三者に対する公示性を有しないことから、当該秘密期間においてさらに関連意匠の出願をも許容した場合、通常意匠以上に他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触する可能性が懸念される。また、秘密意匠においても願書及び図面等の内容を除いた事項について意匠公報への掲載がなされること（意匠法第20条）から、秘密意匠における関連意匠出願期間についても、通常意匠と同時期である当初の公報発行時とすることが適当であると考えられる。

（図1）関連意匠の出願可能時期



(4) 権利範囲の確認について

意匠権の効力範囲は、登録意匠及びこれに類似する意匠に及ぶものとされており（意匠法第23条）、本意匠と類似関係に立つかぎり、改良意匠についても本意匠に係る意匠権の効力が及ぶことが原則である。

ただし、意匠権の類似の範囲については、一概に判断することが困難な場合もあることから、本意匠からマイナー・チェンジを行った意匠が本意匠の類似の範囲に含まれるか否か明らかでない場合も存在する。本意匠の類似の範囲の確認と意匠公報への掲載による模倣の牽制のために、本意匠の公報発行後においても関連意匠の登録を可能にするようにとの要望もある。

しかしながら、関連意匠制度は、類似する複数の意匠について各々独自の効力を認めることでデザイン・パリエーションの創作保護を図る制度であり、本意匠の類似の範囲の確認をその制度趣旨とするものではない。権利範囲の確認という目的のみの要請に対して意匠審査を行うことは必ずしも適切ではないと考えられる。

模倣品対策に関しては、水際において、登録意匠の類似の範囲について特許庁長官に対する意見照会を可能とする制度（関税定率法第21条の4）の活用、国内流通においては、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての判定制度（意匠法第25条）の活用によっても類似の範囲の明確化が可能である。今後は、判定等の現行制度を模倣品対策において活用する上での利便性や実効性を高めるための検討を行っていくことも必要と考えられる。

・ 部品及び部分意匠の保護の在り方の見直し

1．問題の所在

デザイン開発においては、先に製品全体の外観デザインが完成し、その後個々の構成部品の詳細なデザインが決定されて製品全体の詳細なデザインが完了するという開発実態があること、また、市場において成功した商品については、独自性の高い創作部分が模倣の対象となりやすいこと等から、最初の意匠の出願に遅れて、先の意匠の一部を部品や部分意匠として出願し、独自性の高い自己の製品デザインの保護を強化したいというニーズがある。

しかしながら、現行法においては、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠は意匠登録を受けることができないものとなっており、独自性の高い自己の製品デザインに係る部品や部分意匠が十分に保護されないものとなっているとの指摘がある。

2．現行法における状況

意匠法第3条の2の規定は、出願意匠が、同日出願の意匠の一部と同一又は類似する意匠であれば登録されるが、先願であって意匠公報に掲載された意匠の一部と同一又は類似であるときは、それらの出願をした者が同一人であるか他人であるかにかかわらず、意匠登録を受けることができないとしている。

3．対応の方向

(1) 同一出願人による場合の適用除外

同一出願人が先の出願に遅れて、後日、その意匠の一部と同一又は類似する意匠を出願して登録したいとする要望は全面的に否定することができないことから、同一出願人による先願意匠の一部と同一又は類似する意匠については登録を認めることが適切なものと考えられる。

しかし、登録を認める期間が長くなることによって権利の錯綜等の弊害が生じる可能性が高くなり、さらに、先の意匠の意匠公報が発行された後その登録意匠の一部を保護することは新たな創作を保護するものとはならないことから、同一出願人による先願意匠の一部と同一又は類似する意匠の登録を認める期間は、先願の意匠公報が発行されるまでとし、公報発行後は、新規性がないものとして拒絶をすることが適切であると考えられる。

(2) 出願人同一要件の判断時

意匠法第3条の2は、先願意匠の一部をなす後願の意匠権成立による権

利の錯綜を避けることを趣旨とする規定であることから、同一出願人の場合に例外的に登録を認めることとした場合、同一出願人が否かを判断する基準時は、可能な限り権利成立に近い時点である査定時とすることが適切であると考えられる。

(3) 創作者同一の場合の取扱い

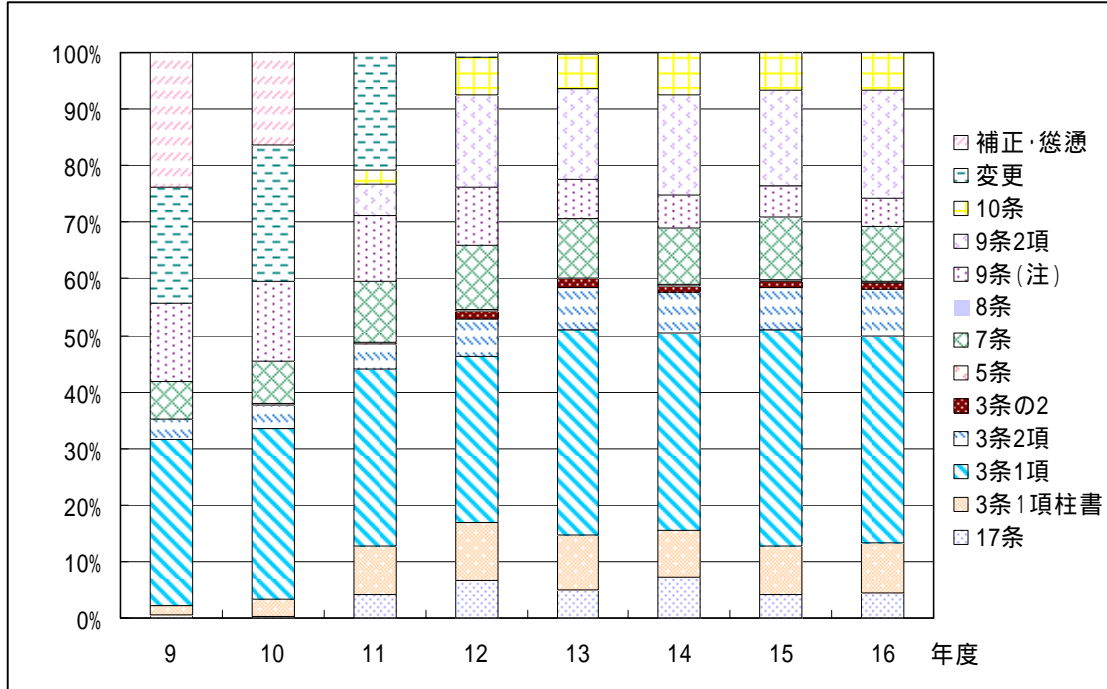
出願人が同一である場合のほかに、創作者が同一である場合についても同様に後願意匠の保護を認めることとする考え方もあり得る。しかしながら、全体の意匠に係る権利を他人に譲り渡した後に、その創作者が意匠の一部について権利化することを認めると、全体と部分に係る意匠権が異なる者に帰属する結果となり、権利の錯綜を生むおそれもあることから、創作者が後から部品又は部分意匠の出願をして権利を得ることを認めることは適切でないと考えられる。

(4) 秘密意匠の取扱い

同一出願人による先願意匠の一部と同一又は類似する意匠の出願を先願意匠の公報発行まで認めるものとした場合、先願意匠が当初の公報発行時点では公知とならない秘密意匠である場合にどのように取り扱うかが問題となる。

秘密意匠の場合は、先願が長期にわたって秘密とされ、第三者に対する公示性を有しないことから、当該秘密期間において更に先願の一部の意匠に係る出願を許容した場合、他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触するとの蓋然性が高まることが懸念される。また、最長3年とすることができる秘密意匠の期間にわたり後日出願が可能となり、実質的に権利期間を延長することにもつながる懸念がある。したがって、秘密意匠においても願書及び図面等の内容を除いた事項について意匠公報への掲載がなされること(意匠法第20条)から、秘密意匠における同一出願人による先願意匠の一部と同一又は類似する意匠の出願期間についても、登録が可能となるのは通常意匠と同時期である当初の公報発行までとすることが適当であると考えられる。

(表 13) 3 条の 2 を含む拒絶理由通知の内訳



第 9 条について、平成 10 年度以降は第 1 項と第 2 項を含み、平成 11 年度以降は、第 1 項のみの割合
特許庁調べ

・秘密意匠制度の手続見直し

1．問題の所在

意匠の審査に要する期間は年々短期化し、現在のところ平均7ヶ月程度であり、数ヶ月程度で審査が終了するケースも少なくない。このため、出願時の想定よりも審査が早く終了し、そのまま意匠公報が発行されると、商品の広告・販売戦略上支障が出る場合があるとの指摘がある。

2．現行法における状況

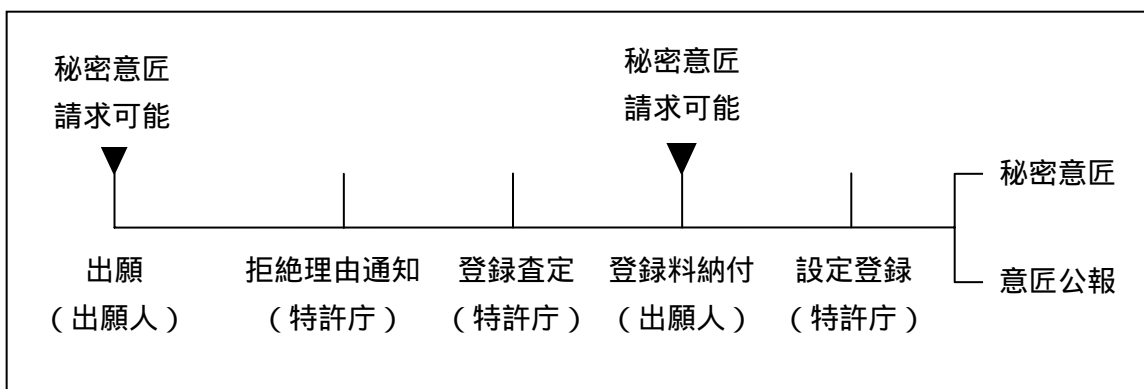
秘密意匠制度は、意匠登録出願人が、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求できる制度であるが、当該請求は、出願と同時にしなければならないとされているため、審査の終了時期に応じて秘密意匠請求を行うといった対応ができない。

3．対応の方向

出願意匠の秘密を請求できる時期を、出願時に加えて、意匠登録の第1年分の登録料の納付時も可能とすることが適当であると考えられる。

出願人が自己の公報の発行時期が適正か否かの判断に基づいて秘密意匠の請求を可能とするためには、意匠登録出願の時だけではなく、当該出願に係る登録査定を送達時を経過し、意匠公報の発行前のある時期までに請求を可能とする必要がある。他方、秘密意匠の請求がなされている場合にこれを確実に認定する必要があるため、新たに設ける秘密意匠の請求機会は、上記の期間内において登録料の納付の時だけに限ることが適切であると考えられる。

(図2) 秘密意匠の請求可能時期



(表14) 各国の制度比較

	米国	欧州	日本
秘密意匠制度	×		
秘密期間	-	出願日から 最大30ヶ月	登録日から 最大3年
手続時	-	出願時	出願時

(表15) 秘密意匠制度の利用状況(分類毎の秘密請求件数 平成14年から16年)

分類グループ	H14	H15	H16	H16 出願件数
A(製造食品及び嗜好品)	0	0	0	124
B(衣服及び身の回り品)	0	1	2	2352
C(生活用品)	75	183	109	4569
D(住宅設備用品)	13	19	55	5043
E(趣味娯楽用品及び運動競技用品)	17	170	210	2464
F(事務用品及び販売用品)	26	32	55	4508
G(運輸又は運搬機械)	64	80	83	2167
H(電気電子機械器具及び通信機械器具)	33	50	165	7510
J(一般機械器具)	26	28	66	2839
K(産業用機械器具)	12	57	24	2701
L(土木建築用品)	2	60	12	4504
M(基礎製品)	0	22	8	1875
N(その他)	0	0	0	100(分類なし 含む)
合計	268	702	789	40756

特許庁調べ

・新規性喪失の例外の適用規定の手続見直し

1．問題の所在

新規性の喪失の例外規定の適用を受けるためには、出願から 14 日以内に適用の要件を満たす事実を証明する書面を提出することが求められているが、出願前に自ら意匠を公開するケースが増加していること、意匠の新規性喪失の例外規定は、試験、刊行物の発行、学術団体が開催する研究会での発表などに限らず、あらゆる公開行為について適用し得るものとなっていること、そして、それらの公開行為について第三者からの証明を要することを考慮すると、証明書の準備にかかる手間と時間の負担が増大しており、準備期間が十分ではないとの指摘がある。

2．現行法における状況

証明書の提出期限については、本規定の創設当初、意匠の場合は物品の外観であるため証明書の作成が容易であること、迅速に審査する必要があることから、出願から 14 日以内とされ、その後変更されることなく現在に至っている。

3．対応の方向

証明書の準備等に時間がかかり、出願から 14 日では不十分な場合もあると考えられるため、現在、審査の着手は出願から 1 ヶ月程度で行われており、審査時にはすべての出願書類が揃っていることが適正な判断を担保するものとなることから、審査着手の前に出願に関する書類が揃うことを前提とすると、証明書の提出期限を、出願から 30 日以内に延長することが適切であると考えられる。

(表 16) 各国の制度比較

	米国	欧州	日本
グレースピリオド (新規性喪失の例外)			
適用期間	1年	1年	6月
適用の請求時	登録要件又は権利の有効性が問われたとき	権利の有効性が問われたとき	出願時
証明時	登録要件又は権利の有効性が問われたとき	権利の有効性が問われたとき	出願の日から14日以内